



「こども誰でも通園制度」の円滑な導入

➤ 創設される「こども誰でも通園制度」を円滑に導入できる制度設計が必要。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 導入時期や事業内容など地域事情に応じて柔軟に対応できる制度設計
- 制度運営にあたっての自治体や事業者の新たな事務負担への配慮

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

- 財政支援の対象となる一人当たり月 10 時間の利用枠の拡充
- 制度の本格実施に必要な人員等の確保に係る財政措置

2. 提案・要望の理由

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 「こども誰でも通園制度」について、人口減少地域における保育施設の新たな機能として、また、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する仕組みとして、「こどもまんなか」社会の実現に向けて期待を寄せるところ。
- 一方で、県内市町からは、制度の導入にあたって、保育士の確保が難しいなかで戸惑いや不安の声とともに、慎重な意見も聞いている。(詳細次頁)
- 定員に空きがある施設が多い地域や、待機児童の解消ができていない地域など、滋賀県内でも地域の就学前児童数の動向や保育ニーズなどの実情が異なる。
- 制度の導入にあたっては、全国一律の制度とせず、それぞれの地域事情に応じて、導入時期や事業内容、支援の時間など柔軟に対応できる制度設計が求められる。
- また、県内市町や施設からは、制度導入・運営に係る事務的な負担増を懸念する声もあり、システム構築の際には現場の意見を反映していただく必要がある。

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

- 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するためには、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業において設定されている補助基準上限の「一人当たり月 10 時間」では十分な支援につながらないと、昨年度のモデル事業実施園から意見を聞いている。
- 一時預かりとの差別化をより明確にし、「孤立した育児」へも十分な対応を行うためにも、「一人当たり月 10 時間」を超えても利用可能な制度設計が求められる。
- 併せて、制度導入の後押しとなるよう、制度の本格実施に必要な人員確保ができるよう、十分な財政措置が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 滋賀県では、令和5年4月1日時点で待機児童数は169人と前年度から増加し、待機児童が発生していない市町は、19市町中6市町であった。保育ニーズの増加により、待機児童数の今後の動向については危機感をもって注視しているところ。
- この制度は、保護者の育児負担の軽減に向けて期待される事業と考えられ、「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」を県内1市2施設で実施予定。
- しかし、「こども誰でも通園制度」の導入にあたっては、県内市町から次のような意見も聞いている。

【モデル事業実施市からの意見】

- ・ 年度途中入所希望者のための入所枠の確保との調整が難しい。
- ・ 受け入れ上限がある中での周知の方法に苦慮している。

【その他市町からの意見】

- ・ 事務負担の増加や一時預かりとの違いを市民にどのように周知し、理解してもらうのか等に課題を感じており、「こども誰でも」というネーミングだけが独り歩きして、世の中に誤解が生じることを懸念している。
- ・ 支援計画などの作成が求められる同制度よりも、一時預かりで受け入れる方が保育士の業務負担が軽いことから、保育現場からは同制度の実施に消極的な意見が殆ど。
- ・ 待機児童対策が急務であるため、解消されるまでは実施できない。
- ・ 園の規模、職員数等、導入できるほどの余裕がない。
- ・ 今以上に保育士確保と保育の質と量の担保が厳しい状況に追い込まれる。
- ・ 現状でも保育士不足であり、一時預かり保育等が実施しにくい状況。

【利用者からの声】

- ・ 自分の時間ができて大変助かっており、子どもにとっても、良い刺激になっている。
- ・ (月10時間の利用になることについて) 何もないよりはありがたいが、週1回6時間程度預けられると利用しやすい。

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

- 滋賀県では保育士の有効求人倍率が2倍以上で推移しており、慢性的に保育士が不足している状況。
- 加えて、新たな業務に対応するために更なる人員配置が必要となることについて保育現場から不安の声を聞いている。
- 保育所等で新たな業務負担が生じる場合は、相応の体制を整えるための人材確保が必要であり、それに伴う財政支援が必要。
- 「一人当たり月10時間」以上のニーズも存在すると聞いており、多くの支援を必要とする利用者にも対応ができるよう、また、一時預かりとの差別化を明確にするためにも、「一人当たり月10時間」を超えても利用可能とできる制度設計および人員確保の後押しとなる十分な財政措置が必要。

担当：子ども若者部子育て支援課 保育係
TEL 077-528-3557